

愛知地方最低賃金審議会  
第3回 愛知県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会 議事要旨

1. 日 時 令和3年10月1日(金) 午後3時00分～午後4時15分
2. 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 2階 北大会議室
3. 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名
4. 議題
  - (1) 令和3年度 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
  - (2) その他
5. 議事要旨
  - (1) 労働者側委員「前回説明させていただいたとおり。金額としては、引上げ額23円をお願いしたい。」
  - (2) 使用者側委員「新型コロナウイルスの感染拡大の影響が非常に大きい。今後感染拡大が収束に向かったとしても元どおりの業務ができるかは不透明で、非常に苦しい状態である。」
  - (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行い、引上げ額19円、時間額976円で合意に達した。
  - (4) 同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告されることとなった。
6. 配付資料  
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引上げに伴う影響  
(令和3年最低賃金に関する実態調査結果より作成)



愛知地方最低賃金審議会  
第3回 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会

日時 令和3年10月1日(金)午後3時から  
場所 愛知労働局 2階 北大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

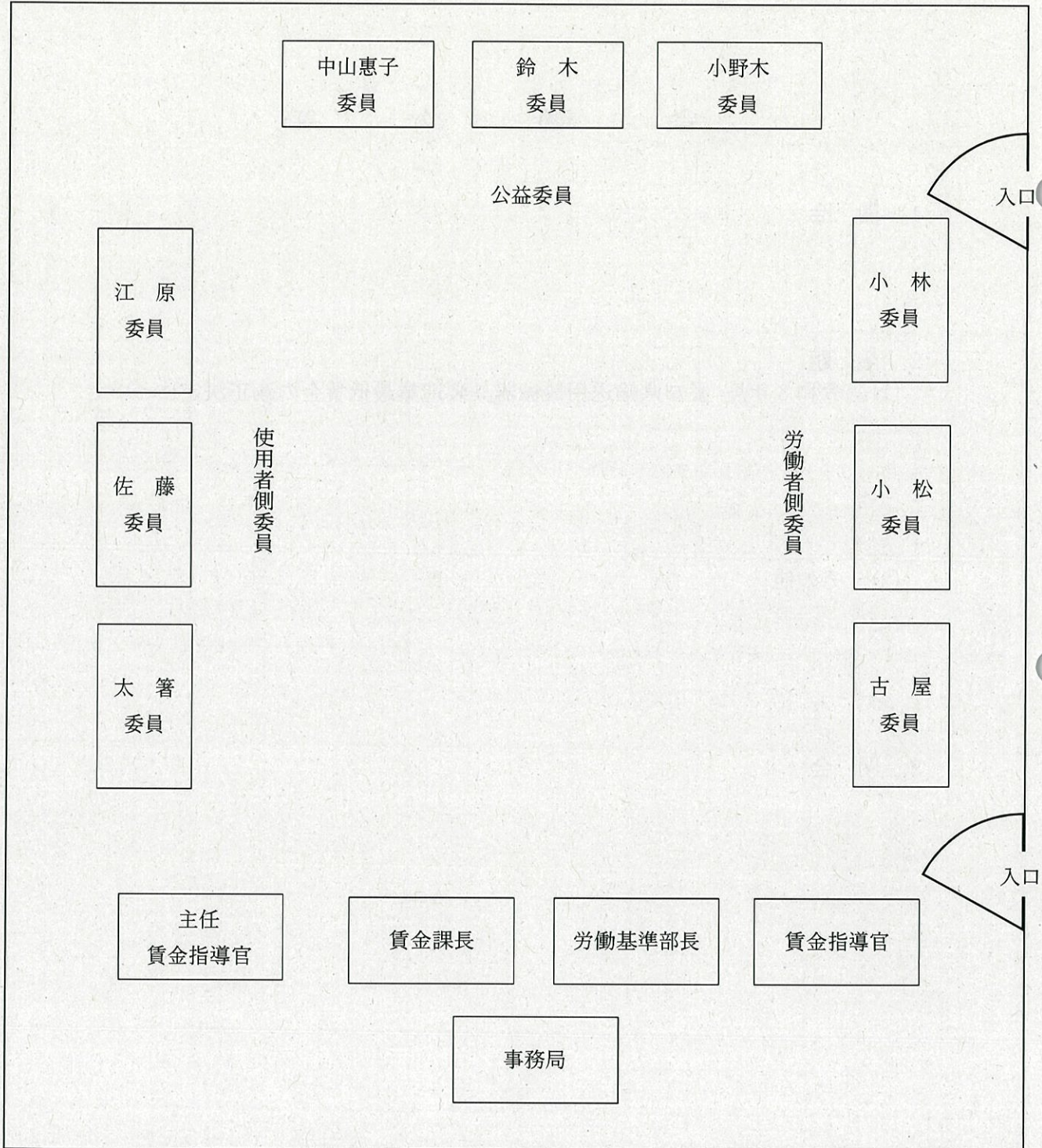
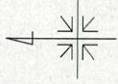
(1) 令和3年度 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会  
第3回 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 配席図

日 時：令和3年10月1日（金）午後3:00から  
場 所：名古屋合同庁舎第2号館 2階 北大会議室



# 資 料 目 次

- 1 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響  
(令和3年最低賃金に関する実態調査結果より作成)

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金  
引き上げに伴う影響

時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	影響率(%)	影響労働者数	対地賃比(%) (955円)
957	—	—	(未満率 12.5) 12.5	4,703	100.21
958	1	0.10	12.6	4,744	100.31
959	2	0.21	12.7	4,769	100.42
960	3	0.31	13.8	5,175	100.52
961	4	0.42	13.8	5,201	100.63
962	5	0.52	14.5	5,437	100.73
963	6	0.63	14.6	5,498	100.84
964	7	0.73	14.7	5,519	100.94
965	8	0.84	14.7	5,519	101.05
966	9	0.94	14.7	5,519	101.15
967	10	1.04	14.8	5,564	101.26
968	11	1.15	14.9	5,586	101.36
969	12	1.25	14.9	5,611	101.47
970	13	1.36	15.4	5,785	101.57
971	14	1.46	15.4	5,805	101.68
972	15	1.57	15.6	5,854	101.78
973	16	1.67	15.6	5,854	101.88
974	17	1.78	15.7	5,916	101.99
975	18	1.88	15.9	5,969	102.09
976	19	1.99	15.9	5,996	102.20
977	20	2.09	16.0	6,032	102.30
978	21	2.19	16.1	6,059	102.41
979	22	2.30	16.1	6,059	102.51
980	23	2.40	16.5	6,198	102.62
981	24	2.51	16.5	6,198	102.72
982	25	2.61	16.6	6,260	102.83
983	26	2.72	16.8	6,329	102.93
984	27	2.82	16.9	6,355	103.04
985	28	2.93	17.0	6,407	103.14
986	29	3.03	17.0	6,407	103.25
987	30	3.13	17.2	6,466	103.35

使側

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

(案)

令和3年10月1日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

小林 僚 平

小松 昌 亀

古屋 幸 司

使用者代表委員

江 原 功 一

佐 藤 秀 樹

太 箸 俊 一

公益代表委員

鈴木 進 也

小野木 昌 弘

中山 恵 子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 976 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。